

旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年8月6日事務局長裁定)

旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項（平成16年4月1日事務局長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略)	(略)
(管理責任者)	(管理責任者)
第3 本学に、公用車の現況を常に把握し、適正かつ効率的な運用及び管理を図るとともに、公用車を運転する者（以下「運転者」という。）を指導・監督するため管理責任者を置き、会計課長をもって充てる。ただし、 <u>患者搬送車及びドクターカー</u> に関する管理責任者については、経営企画課長をもって充てる。	第3 本学に、公用車の現況を常に把握し、適正かつ効率的な運用及び管理を図るとともに、公用車を運転する者（以下「運転者」という。）を指導・監督するため管理責任者を置き、会計課長をもって充てる。ただし、 <u>ドクターカー</u> に関する管理責任者については、経営企画課長をもって充てる。
(略)	(略)
第10 運転者は、公用車の使用に当たっては、事前に各部署の長の承認を得た上で、管理責任者へ使用申込を行い、使用後は、管理責任者へ運行報告を行わなければならない。 <u>ただし、患者搬送車については、医療支援課長へ使用申込を行い、使用後は、管理責任者へ運行報告を行うものとする。</u> なお、使用申込及び運行報告の方法については、管理責任者が別に定める。	第10 運転者は、公用車の使用に当たっては、事前に各部署の長の承認を得た上で、管理責任者へ使用申込を行い、使用後は、管理責任者へ運行報告を行わなければならない。なお、使用申込及び運行報告の方法については、管理責任者が別に定める。
(略)	(略)
(患者搬送車)	(患者搬送車)
第11 第2第4号に定める患者搬送車として公用車を使用するときは、次に掲げる場合とする。	第11 第2第4号に定める患者搬送車として公用車を使用するときは、次に掲げる場合とする。
(略)	(略)

2 患者搬送車には、医師、看護師、<u>救急救命士</u>等を添乗させるものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和7年8月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 公用車の運行管理について、所掌の変更を行うもの。	2 患者搬送車には、医師、看護師等を添乗させるものとする。 (略)
--	---